第六章 通商条約

自国 高 あり、 排除されるか重い税を課されるため、その分だけ自国の品が相対的に多く売れるからで の 商 ある国 他国 値段で販売しやすいからである。 .の品にとって「一層広く、かつ一層有利」となる。 「広く」なるのは、 人や製造業者である。彼らは相手国において一種の独占的地位を得て、 「有利」となるのは、 『が通商な の品を締め出すなら、 条約によって、 独占的地位ゆえに、 特定 利益を得るのは優遇を受ける側の国 の 一 国 の品だけの輸入を認め、 全ての国と自由に競争する場合よりも 関税を免除又は軽 少なくともそ 他国の その市 品 場は の が 玉 減

(J 0 として差し出す自国 な外国品を、 商工業者には不利になりやすい。 うより、 条約の分だけ目減りする傾向 本来得られたはずの利得の減少にとどまる。 こうした条約は、 自由競争のときより高い値段で買わされがちである。そのため、その代金 産品 は相対的に安く売らざるを得ず、 優遇を受ける側の商工業者には有利でも、 がある。 相手国に自国市場での独占をゆるすことになり、 ただし、 この目減りは、 自国品を以前より安く売るにし 年々の産出の交換価 ふつうは実際 優遇する側 の 値 損失と 必要 そ

ても、 に、優遇する側の国も、 の場合のように)は考えにくい。そうであれば、 原価を割りこみ、投じた資本と通常利潤を回収できない値段で売ること(奨励金 自由競争のときほどではないにせよ、その通商からなお利益 取引は長続きしないからである。 ゆえ

得ているのである。

引全体で自国の売上が買い入れを上回り、その差で生じた金銀が毎年自国へ戻ると見込 この考え方による。条文は、つぎの三条のみである。 むからである。 を入れる国が、 ただし、これとはちがう考えにもとづき、有利だとされてきた条約もある。商業に力 一七〇三年にメチューンが結んだ英葡通商条約が称賛されてきたのも、 相手国の特定の品に自国の市場で独占的な地位を与えるのは、 両国 の取

第一条

ものとする。 制が始まる前) べての羊毛製品をポルトガルに受け入れることを約束する。ただし、以下の条件による ルトガル国王陛下は、 と同じ慣行に従い、今後も恒久的に、英国産の毛織物ならびにその他す 自らおよびその後継者の名において、これまで(法による禁

第二名

他 わず、 P なる方法であれ損なわれたときは、ポルトガル国王陛下は、 に課される額から三分の一を差し引いた額を超えてはならず、 (ホッグスヘッドその他の樽で英国に輸入される場合を含む)、フランス産ワインの でも戦時でも、 すなわち、大ブリテンの女王陛下は、 切の羊毛製品の輸入を、ふたたび禁止することが正当であり適法となる。 ポルトガル産ワインの英国への輸入を許可する義務を負う。 これを上回る負担を課してはならない。 これらのワインに対する関税その他の賦課は、 自らとその後継者の名において、 ただし、 上記の控除または減 英国産の毛織物およびその 直接または間 名称や形式が何であ 英国とフラン 今後 免 接 スが の いつまで 別 平時 を問 同 € 1 量 か

第三条

交わすことを約束する。 両国の全権大使は、 各国の主権者が本条約を批准 Ĺ その批准書を二箇月以内 に取

'n

毛織物を受け入れると約束する(つまり当時の関税水準は据え置く)が、フランスやオ この条約の内容は、 はっきりしている。ポルトガルは、 禁制前と同じ条件で英国産の

ない。

この点にかぎれば、 を恒久的に、 ランダなど他国より有利に扱う義務は負わない。一方、英国は、 フランス産ワインに課す関税の三分の二で受け入れる義務を負う。 この条約はポルトガルに有利であり、英国には不利と言わざるを得 ポルトガル産のワイン ゆえに、

万ポンドを超え、ブラジルの産出量を上回ってしまうからである。 欧州諸国の品の代金をロンドン経由で決済するかたちで、毎年イングランドに流れ込む に売れる品と交換するほかない。そしてその多くは、英製品の代金として、 利な売り先がないかぎり、禁制であろうとなかろうと海外に送り出し、 イングランドに運ぶと記すが、これは誇張と見てよい。 のである。 の金を受け取るが、その余りを箪笥に眠らせておくにはあまりに高価である。 は次のとおりである。 それにもかかわらず、この条約は「英国通商政策の傑作」と称されてきた。その理屈 バレッティ氏は、リスボン発の定期郵船が週平均で五万ポンドを超える金を ポルトガルは毎年、ブラジルから国内だけでは使い切れない 単純に計算しても年に二百六十 自国でより有利 または他の 国内 に有 ほど

ではなく、王室の厚意(おそらくは英国からの、防衛や保護といったはるかに大きな恩 ここ数年、英国の商人はポルトガル王室に不満を募らせてきた。 条約にもとづく権利

利を小さく見せる議論を口にするようになった。 恵への返礼)として与えられてきた特権の一部が、 も英国はポルトガル産の果実やワインを輸入することで、 とされる金の多くは英国の勘定ではなく、 その反動で、 これまでポルト ガルとの貿易を称えてきた人びとでさえ、その実 他の欧州諸国の決済によるものであり、 د ي · わく、 侵されたり取り消されたりしたか 対葡輸出の価値をほとんど相 毎年イングランドに流 れ込む

殺している、

というのである。

れば、経済上の利益は変わらないからである。 なぜなら、 とはい 層大きな額であったとしても、 同じ価値 その金のすべてが英国 の品を輸出し、その代わりに同じ価値の消費財を受け取る取引であ この取引だけがほ の勘定であり、 しか か の取引より有利だとは言えな もバレッティ氏の見積 もりより

買い、 が、 とする対外貿易は、 な 英国に流 その消費財は、 ついでその金で消費財を買うという回り道より、 残りはすべて海外へ送り出 れ込む金のうち、年々、 回り道より、 国内産業の産物で直接買う方が、まずその産物でポルトガル つねに直接の方が有利であり、 L 銀器や貨幣の増し分に回るのは、 何らか の消費財と取り替えね、 英国の利益になる。 同じ価値 ばならな ほん の — の外国商 消費を目 部 の ところ にすぎ 品

えに、 玉 財が得られるほかの市場向けの生産に、 さい資本で調達できる。 ったはずである。このやり方なら、国内で必要とする金も消費財も、現在よりずっと小 [内市場にもたらすのに要る資本も、 ポルトガル市場向けの生産に振り向ける比重を小さくし、 したがって、余剰の資本が生じ、それをほかの目的に用いて産 前者の方が後者より、はるかに少なくてすむ。 より大きな比重を配する方が、 英国で需要のある消 英国のためにな

業活動をさらに喚起し、

年々の産出を一層増やすことができる。

なら、 ない。しかし、 ポルトガルで年々生じる金の余りは、やはり海外へ送り出される。英国が運び出さない んで売りに出すだろう。 いるために年々必要となる金の手当てに、さほど困ることはない。 たとえ英国がポルトガル貿易から完全に締め出されても、 見合う代価を差し出せる者には、世界のどこかで必ず手に入るからである。加えて、 スペイン以外の国から買えば回り道の買い付けとなり、 他国が運び去って、いまの英国の場合と同じように、それをしかるべき値段で喜 その違いは、公の配慮を煩わせるほどのものではあるま たしかに、ポルトガルから買えば直接の買い付けである 銀器、 幾分か割高になるかもしれ 金は他 貨幣、 対外貿易に用 の品物と同 のに対

|英国に入る金はほとんどポルトガルからで、他国との貿易収支は英国に不利か、さし

英国は、ポルトガル貿易の喪失よりはるかに大きな不都合から解放されていただろう。

王が、義兄であるスペイン国王の突きつけたこの屈辱的な条件を受け入れていたなら、 み る。 11 しては不利に見えるのである。 る。 ある国々から年々入れるなら、その超過分は、必然的に別の国々へ輸出するほ ての国から入れる分としては残らない。さらに、 れ て 貿易収支」は、 にもとづき、 有利ではない」と言われる。 ばふえるほど、その分だけ、 のにするために、 そして、 かし、「ポルトガルとの貿易がなければ英国は立ちゆかない」という誤った思い込 ている。 金に対する実際に必要とされる量は、 ポ ル 近ごろの政策が目標として掲げるものの、 もしその十分の九を一国から入れるなら、 } 先の戦争の終わりごろ、フランスとスペインは、 ガ 特定の国々に対して有利に見えれば見えるほど、 ル フランス軍 国 王 一に対 Ĺ だが忘れてはならないのは、 かスペイン軍の守備隊を受け入れるよう求めた。 ほかのすべての国 英国 船をすべての港から締め出 ほ か の 銀器や貨幣に要る量をこえて金 |からの: あらゆる商品と同じく、 残る十分の一しか、ほ 輸 実のところ大した意味 入は必ず減るということであ 一国からの金 何の非も挑発も示さな L 多くの他の その実行を確 どの国でも限 の輸入がふえ 国 かなくな 々に のすべ は な か 玉 な 対

英国がこの通商政策のために被り得た不利益は、おそらくその程度で尽きただろう。 英国が総力を挙げても次の一戦のあいだ守り抜くことはおそらくほとんど不可能であっ その不都合とは、きわめて弱く自衛力に乏しい同盟国を支え続けるという重荷であって、 かさは小さく価値は大きいので、各地への往復輸送に要する費用はほとんどどの貨物よ な道具であり、どのような商品との交換でも他のどの品より受け取られやすい。しかも、 商品を使うよりも、 もっぱら対外貿易のためである。 同じだけ有利に運用できる先を見つけられず、少なからず困惑したに違いない。だが、 たであろう。 年ごとに多く輸入される金銀は、 たしかに、その貿易に携わっていた商人たちは、一、二年ほどは、 金銀を仲立ちとしたほうが有利に進められる。 消費を目的とした迂回貿易は、 銀器を作るためでも貨幣を鋳造するためでもなく、 他のほとんどすべての 金銀は交易の普 資本を 遍

別 これこそがポルトガル貿易の第一の利点である。決定的とまでは言えないが、それが確 かに大きな利点であることは疑いない。 なものはない。 の国で他の品と売ったり交換したりするだけを目的とする商品として、 英国で営まれる、 消費を目的とするあらゆる迂回貿易を容易にすること。 金銀 ほ ど便利

そのために価値が目減りする割合も小さい。

ゆえに、ある国で買い

く付け、

第六章

銀貨は八パーセント超も軽かった。もし、

標準重量を満たす四十四ギニー半(すなわち

で足りるのは明らかである。 王国 の銀器や貨幣が年々増える分に要する金銀は、 たとえポルトガルとの直接の取引がなくとも、 わずかな年ごとの輸 この程度

入

量なら、 ζ, つでも他所から容易に調達できる。

器 0 (V 輸入も、 の総量は年々ふえる分がそれほど大きくはならず、それをまかなうために必要な年次 作品の多くは、古い銀器を溶かして作り直したものである。そのため、 英国では、 ごくわずかで足りる。 金銀 の細工をつくる産業の規模はかなり大きいが、 毎年売り出される新 国内に こある銀

る。 量の未鋳造の金銀より著しく高くはならない。 61 61 されたとしても、その多くが国内の流通貨幣の純増になったと考える者はほとんどい 出向く手間 貨幣についても同様である。 造幣費を国費で賄う国では、 英国では改鋳前、 か どの国でも流通中の貨幣の多くは、 せ 11 ぜい数週間 この傾向がとりわけ著しく、 改鋳前の十年間、 たとえ新貨が標準どおりの金銀を含んでいても、 の待ち時間だけで、 未鋳造の金銀を造幣局に持ち込めば、 毎年八十万ポンドを超える金貨が鋳 摩耗などで標準から少なからず劣って 金貨は標準より二パーセント超 同量の貨幣に替えられるからであ 同 局 な

まる。 半も、 有様で、 造幣局の リングから四十八ポンドで売れた。ゆえに新貨を溶かすことには明らかな利ざやがあり、 お その実行はすばやく、 同じく造幣に適する材料として、金建てでも銀建てでも、 13 る貨の多くがこのように劣化していると、 0 た四十四ギニー半では金一ポンドは買えず、その不足を補わねばならぬ。 金一ポンド) ため、 おむね四十七ポンド十四シリング、時には四十八ポンドであった。一方、 価は造幣局の価格である四十六ポンド十四シリング六ペンスとは一致せず、 ところが、これを溶かせば、ほとんど損なく標準金一ポンドとなり、 他の貨と混ざれば見分けがつかない。 日々貨幣を積み増すというより、 仕事は、 結局は他 の購買力が、 さなが、 のギニーと同じく、 政府のい らぺ 未鋳造の金一ポンドとほとんど変わらないのなら、 ネ 口 かなる予防策もこれを食い止められなかった。そのため ~ の機織りのごとく、 価値は 造幣局から出たばかりの新しい四十四ギニー 日々溶かされる最良の部分を補うことに追わ 差をより分ける手間に見合うほどの利もな 四十六ポンド十四シリング六ペンスにとど 昼 いつでも四十七ポンド十四シ の働きが夜には帳 ゆえに、 溶かす前と 市中に出 消 目減 しに 当 蒔 地 りし 回

もし民間が自分で造幣の費用を負担するしくみであれば、 銀器が細工 (意匠)で値打

れ

たのである。

11

標準金一マルクの地金としての価値は、およそ六百七十一リーヴル十ドゥニエにとどま

なら、 ちが上がるのと同じ理屈で、 るには、 が負い、 大きな不都合は見られない。 を下げてしまうおそれがある。 と貨幣の価値差につられて、内外の偽造者が大量の偽貨を流しこみ、政府の貨幣の価 に出てこないからである。ただし、その手数料が実費を大きく超えて高すぎれば (シニョレッジ) が法外でないかぎり、 どの国でも政府が造幣を独占している以上、 あまりに大きすぎるからである。 国外では手先や仲介者が負う危険は、 偽造者がどこであれ直面する危険、 鋳造ずみの金銀は、 とはいえ、フランスでは、鋳造税が八%でも、 その全額は地金の価格に上乗せされる。 六%から七%の利ざやのために引き受け 地金のままより高い価値をもつ。 政府の供給価格より安い すなわち国内では本人 貨幣は 、この 地 鋳造 種 市 な 値 場

ゥニエ十一分の一と定めた。フランスの金貨は、 に 比例する以上に高められている。一七二六年一月の勅令は、二十四カラット フランスでは、シニョレッジ 純金二十一カラット四分の三、割り金二カラット四分の一から成る。 ての造幣価格を、 マルク (パリ・オンス八) 当たり七百四十リーヴ (鋳造益) によって、貨幣の価値は、 造幣局 の許容差 (レメディ)を見込む 純金の含有量 したがって、 ル九 スー一ド 0 純 定単 金

ル ル三十枚、すなわち七百二十リーヴルが鋳造される。 クの地金の価値は、 ところがフランスでは、この標準金一マルクから、一枚二十四リーヴルの 六百七十一リーヴル十ドゥニエと七百二十リーヴルとの差、 ゆえに、 造幣によって標準金 ルイドー すな マ

わち四十八リーヴル十九スーニドゥニエだけ増える。

対しても有効である。 国では、 利益は二%ではなく一 されていたなら、溶解は三%の損失になっていただろう。二%なら損益なし、 無いときほどの利益にはならない。たとえば、改鋳前の金貨に五%のシニョレ より小さければ損となり、 き地金の量と、 つねにその幅をせばめる。 そうした貨幣ほど利ざやが大きいからである。 ニョレッジは、 シニョ じっさいにふくむ地金の量との差から生まれる。 レッジは貨幣の溶解 おおむね、新しく鋳造した貨幣を溶かして得る利ざやを取り去り、 溶解・ %にとどまる。 等しければ損も得もなくなり、 貨幣を溶かして得られる益は、 輸出の対象となるのは、 の最も有効な抑止策となり、 ゆえに、 貨幣が重量ではなく枚数で受け渡され ふつう、 上回っても、 流通する貨幣が本来ふくむべ 最も良質で重い貨幣であ この差がシニョ 同じ理由でその輸出 シニョ ッ %なら ッ ッジ が課 ジが る

造幣手数料を免除して造幣を促す法律は、チャールズ二世の治世に時限立法として初

な 費用を自ら負担するよりも、 F, 回もまた、 そうなり、 法律の恒久化に同意したのも、 て定められ、 銀行は金庫の資金を補うため、 金貨を重さで量って受け渡す慣行は不便であり、 ほ 改鋳前のように金貨が枚数で受け取られるようになれば、この大会社は、 か の折と同様、 その後は幾度も延長されて、一七六九年に恒久法となった。 自らの利害を取り違えていたと気づくことになるかもしれ 政府が負担するほうが得だと考えたのであろう。 おそらくこの大会社への配慮によるものである。 しばしば地金を造幣局に持ち込まねばならず、 いずれ廃れる見込みが大きい イングラン 政 造幣 府 がこ

う形にすることで生じる上乗せの価値 えに、 価 よりも百分の二だけ高 に百分の二だけ下回っていた。 値もまた、 近時の改鋳が行われる以前、 レッジが課されていれば、 この大会社が地金を買い取って造幣所で鋳造させると、 本来含むべき標準の金地金の価値より、 い代価を支払うほかなかった。 英国で流通していた金貨は、定められた標準の重量を常 たとえ流通金貨が標準より百分の二軽くとも、 しかもシニョレッジは課されていなかったため、 (ファッション) がその減少を相殺し、 しかし、 同じく百分の二だけ低かった。 もし造幣に百分の二の でき上が った金貨 通貨 通貨 の価 価 ゆ の 値

二にとどまり、 値は本来含むべき標準の金量に見合う水準に保たれたはずである。 でも百分の二のシニョ 実際に生じていた損失とまったく同じで、 レッジは支払うことになるから、 取引全体の損失はやはり百分の それ以上にはならなかっ もっとも、 その場合

ジを納める必要があるため、差し引けば取引全体では、ちょうど二%の損失にな 銀行は地金の購入価格に対して三%の利益を得る。だが、 シニョレッジが五%で、流通している金貨の目減りが二%にとどまるなら、この場合、 , _ = レッジが % で、 金貨が標準重量を二%下回るとき、 鋳造の際に五%のシニョ 銀行の地金買 入れ によ

ッ

全体の損失はやはり正確に二%となり、 る損失は一%にとどまる。 だが、 鋳造の際にも一%のシニョレッジを支払うため、 他のすべての場合と同様である。 取引

体では損得は差し引きゼロとなり、この点では前段で述べた場合と同じく、 格で取り戻し、 (近ごろの改鋳以降はおおむねそうである)、銀行はシニョレッジで生じる損を地 適正な額のシニョレッジがかかり、しかも貨幣が定められた重さを満たしてい 逆に地金で得た利はシニョレッジで打ち消される。 したがって、 シニョ 取引全 金 れば の ッ 価

商 .品にかかる税が密輸を招かぬほどにおだやかであれば、 商人は税をいったん先に納

ジがない場合とまったく同じ状態に置かれる。

あり、 者が、 結局その税を負担する。 人々がそれを買うのも、 売値にその分を上乗せして取り戻せる。 ところが、貨幣そのものは、 のちに支払いに回すためである。 ゆえに、 最後に買う人、すなわち消 誰にとっても取引の対 だから、 ふつうそこに

税をいったん前払いはするが、 「最後の購入者」や「最終消費者」は存在しない。 〈シニョレッジ〉)が偽造を誘わぬ程度におだやかであるかぎり、 貨幣の価値に上乗せされた分として取り戻せるので、 したがって、 造幣にか 人はみなその かる税 (通

局

のところ、

その税を最終的

に負担する者はいない。

費用が減るわけでもない。 貨幣に鋳造してもらう際の費用が増えることはない。反対に、 量を満たしているかぎり、 たがって、 本来含むべき地金量と実際の含有量との差額分だけ、 適度なシニョレッジがあっても、 造幣に要する費用は、 シニョレッジの有無にかかわらず、 だれにとっても生じない。 銀行や私人が地金を造幣局へ持ち込み、 通貨が定められた標準重 それが無 常に 費用 61 からといって が 標準を下回 か か

ずかな歳入まで失ってしまう。それにもかかわらず、このむだな公的な寛大さからは 負うだけでなく、本来なら、適度な通貨発行益 ゆえに、 政府が貨幣をつくる費用 (造幣費) を公費でまかなうと、 (シニョレッジ) で得られたはずの、 わずかり な歳出を背 わ

銀行も民間も、

何一つ利益を得ない。

万ポ で埋 の損失を出していたとしても、その額は、その十分の一にも満たなかっただろう。 ろが金貨が基準重量を下回ると、 補うだけなら、年々の造幣は五万ポンド、多く見積もっても十万ポンドで足りる。 幣の負担は全く、またはほとんど全て、 検収の慣行がすたれ、金貨が先の改鋳前と同程度にすり減るような事態になれば、 れているかぎり、その変更で同行に利得が生じないのはたしかだ。 提では、 予定地金八十五万ポンド超に対して、 でも輸出と溶解 イングランド銀行 彐 **一めねばならず、** ンド超に上った。 ッジ導入による利得 っとも、 シニョレッジの導入に同意したがらないだろう。 銀 の取引は実質的に止められたに違い 行の取締役たちは、 (同行) は造幣局へ相当量の地金を送る唯一の会社であり、 先の金貨改鋳に先立つ十年乃至十二年のあいだは、 もし金貨に四~五%の (より正確には費用の節減)は、 輸出や溶解によって現行貨に生じ続ける大きな空白ま 損失は避けられても利益は約束されない、 約二·五%、 同行が負っている。 シニョ すなわち二万一千二百五十ポンド超 ない。 レッジを課してい この場合、 現状の金貨が重量で受け取 おそらく相当な額 本来、 しかし、 避けられない損 同行が毎年、 れば、 年平均で八十五 当時 やがて重量 に達する。 毎 という前 'の状! 车 シニ とこ 鋳造 経を の造 況

のような大会社にとっても、 そのときに年一万八千乃至二万ポンドの節減が見込めるのであれば、 り得ない話ではなく、むしろ過去にもたびたび起こり、今後も起こりそうな事態であり、 すなわち七千ポンド前後にとどまると聞く。 に支払う費用も、 増収のために、政府が本気で動くべきだとは言いがたい。しかし、 たとえば造幣局の官吏への手数料などを含めても、 十分に真剣に検討する価値があろう。 この程度の小さな節約や、 ふつうはその半 これは決して起こ イングランド銀行 それと大差 のな

議会が造幣費として計上する歳出は、

年一万四千ポンドほどにすぎない。

政府

が実際

国を富ませるための有力な手立ての一つとされてきた。 幣こそが各国の富を成すとみなすその体系の根本に、 品の実質価格と名目価格の差異」を扱う章に置く方が、よりふさわしかったかもしれ では本章にとどめて述べることにする。 先に述べた幾つかの議論や所見は、 だが、造幣奨励法は重商主義が持ち込んだ通俗的な思い込みに由来するため、ここ 本来なら、 貨幣の生産に奨励金を与えるという考えは、 第一編の この上なく合っている方策であり、 「貨幣の起源と役割」 Þ 貨 な